

## 3月定例教育委員会議事録

- 1 日 時 令和4年3月24日(木)  
午後4時00分から午後5時36分
- 2 場 所 宗像市役所 北館3階 202会議室
- 3 出席委員 委員 石丸哲史  
委員 宮司葉子  
委員 大庭多美枝  
委員 脇田哲郎  
教育長 高宮史郎
- 4 その他の出席者 教育子ども部長中村時広、教育子ども部子どもグローバル人材育成担当部長徳永淳、教育子ども部主幹指導主事安河内友美、教育政策課長八木直行、教育政策課指導主事川原慎一郎、教育政策課指導主事名切太志、教育政策課指導主事瀧口博章、世界遺産課長青木隆一、世界遺産課企画主査岡崇、子ども育成課長中野道子、子ども育成課幼児教育保育係長田中弘美、図書課長恵谷英之、図書課主幹兼図書館係長本田博子、文化スポーツ課長久保謙司、教育政策課政策係長福永貴志、教育政策課政策係主任主事飯野佳代  
※傍聴 なし
- 5 会議の非公開について  
【高宮教育長】本日の会議は公開としますが、議案第31号と議案第32号は人事案件ですので、宗像市教育委員会会議規則第7条のただし書きに基づき、非公開としたいと思います。委員の皆様、いかがでしょうか。賛成される方は挙手をお願いします。  
【各委員】はい。(挙手)  
【高宮教育長】全員賛成となりましたので、議案第31号と議案第32号は非公開といたします。
- 6 (2/22定例) 議事録の承認 <承認>
- 7 議案  
① 議案第24号 国指定史跡「宗像神社境内」保存活用計画の策定について<承認>  
【高宮教育長】議案第24号、国指定史跡「宗像神社境内」保存活用計画の策定につ

いて、事務局から説明をお願いします。

【世界遺産課長】世界遺産課長の青木でございます。10ページの資料2及び事前に配付しておりました同計画の概要版と本編をご覧ください。議案第24号、国指定史跡「宗像神社境内」保存活用計画の策定についてご説明します。提案理由は、史跡の追加指定、これは世界遺産登録に伴う史跡の追加でございます。これに加えまして、文化財保護法の改正が平成31年4月に行われたことに伴い、平成26年3月に策定した国指定史跡「宗像神社境内」保存管理計画の内容を改訂するとともに、名称を国指定史跡「宗像神社境内」保存活用計画と変更するものでございます。なお、市民意見提出手続きについては、「宗像神社境内」に関する内容であり、市民生活に影響を及ぼすものではないことから実施しておりません。それでは概要については担当よりご説明します。

【世界遺産課企画主査】世界遺産課の岡と申します。国指定史跡「宗像神社境内」保存活用計画は、本日委員のみなさまに配付しております本編と概要版、それ以外に本編を策定する際の調査結果を収録した資料編2、さらに令和2年度に実施しました宗像神社境内の悉皆調査の結果を収録した資料編1の4部作からなっております。その中で概要版と本編は公開しますが、資料編1と2は沖ノ島祭祀遺跡に関わる繊細な内容が含まれておりますので、原則非公開と考えております。ただし、資料編1と2においても公開できるところは公開していきたいと考えております。それでは計画の内容について、概要版を使ってご説明していきます。まず1ページ目をご覧ください。世界遺産の構成資産であります宗像神社境内は、沖ノ島、小屋島、御門柱、天狗岩といった具合に1つ1つ番号が付されておりますが、この史跡「宗像神社境内」におきましては、沖津宮、中津宮、辺津宮と大きく3つで整理しております。では概要版の3ページをご覧ください。史跡の本質的価値をまとめております。実はこの計画を作る中で本質的価値に至るまでの調査、この内容がかなり大きくウェイトを占めております。それが資料編に収録されているのですが、こういった調査を踏まえた結果、3ページの本質的価値というのが導き出されております。計画の構成としましては、本質的価値を踏まえてそれをどうやって保存管理するか、そしてどう活用するかという視点もかなり大きく出ております。そして、その保存と活用を両立させた整備をどうするか、また保存、活用、整備のための運営体制をどうするか、という流れで構成されております。概要版の4ページに保存、活用、整備、運営についての大綱をそれぞれ定めております。この保存活用計画の要となりますのが、次の5ページから15ページに示しております保存管理です。それぞれの境内に区域区分を設けておまして、境内での開発行為に関する現状変更の許可基準もこの中に設けております。辺津宮におきましては宗像大社の土地だけではなく、市道や下水道設備も境内含まれていたり、中津宮についても、天の川が一部流れていたり、御嶽山の参道、こちらも宗像市が管理しておりますので、こういったものも含まれております。その中で実施される工事や整備においては、軽微なものを除き、基本的には現状変更の手続きがありまして、それが市の教育委員会、案件の大きなものは文化庁の許可を取る必要があります。その開発行為に対する現状変更の許可、

その判断をこの保存活用計画で行っていくということになります。今後は、世界遺産の構成資産でもありますので、市道などの整備を行うにしても本質的価値を高めるような整備が求められることとなります。続いて16ページをご覧ください。こちらは活用になります。概要版では省略しておりますが、本編では市民や企業、大学との連携によって情報発信やイベントの企画などの活動を実施し、さらには学校教育における郷土愛の啓発などを、そういった手段を使って進めていくことを記載しております。次の17ページが整備です。この整備については田熊石畑遺跡のように一から整備するというものではありません。すでに現状のとおりできておりますので、今後実施する整備について求められる事項を本編の方に記載しております。18ページ、19ページは運営についてです。宗像大社だけでなく、海を管理する県、沖ノ島の一部に土地を持つ漁協、辺津宮の中には民地もありましてその様々な土地の所有者、また土地の上につくられたものの管理者、そういった方々と連携しながら進めていく必要があります。また、台風、地震などの被害に対する緊急時の手続きをどうしていくのかというところを記載しております。さらに、本質的価値を高める整備とはどういうものなのか、開発案件ごとに専門家からの意見を頂きながら、その手順を示しております。そういった運営に対するマニュアルのようなものも本編に記載しております。なお、この本編については基本的にホームページでご覧いただくことを考えております。概要版は350部程準備しておりますが、必要に応じて配布する予定です。最後に、この計画は宗像大社と共同で作成しておりますが、宗像大社の宮司には3月11日に決裁を頂いております。本日の教育委員会でこの計画が決定できたら、令和4年4月1日から運用を開始していきたいと考えております。説明は以上です。

【高 宮 教 育 長】ありがとうございました。それでは議案第24号について、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【石 丸 委 員】本質的価値というのが重要なポイントになるかと思えます。概要版でいうと3ページ、本編にも同様の内容が記載されていますが、この中の本質的価値の二つ目にある、重層的にというのはどういう意味でしょうか。

【世界遺産課企画主査】宗像神社境内は少なくとも7、8世紀ごろから祭祀が行われていた場所が確認されています。さらには6世紀の古墳も境内の中にあるのですが、6世紀の古墳、7、8世紀の祭祀遺跡、そして第一宮、第二宮、第三宮というのが作られていくのですが、その後神仏習合の時代を迎えると境内に仏教関係の建物が建ったりして、そういった変遷を経てきております。こういったことを重層的と呼んでおりまして、現在の境内が成り立っているということです。神社境内の場合は非常に古い時代から積み重なって現在に至っております。今後境内内で整備が行われる場合は必ず調査を行いまして、何時代にどういったことがあったのかということを確認しながら整備を進めていくということで、重層的という言葉を使っております。

【石 丸 委 員】時間軸で言うと層序になっているという意味ですね。物理的に乗っかっているということではなくて。

【世界遺産課企画主査】はい、時間軸です。

【石丸委員】時間軸での重層的と言う意味ですね。分かりました。ありがとうございます。

【高宮教育長】ありがとうございました。それではほかにご質問等はございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】それでは、議案第24号について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第24号は承認されました。

## ② 議案第25号 第4期宗像市幼児教育振興プログラムの策定及びパブリック・コメントの実施について〈承認〉

【高宮教育長】次に、議案第25号、第4期宗像市幼児教育振興プログラムの策定及びパブリック・コメントの実施について、事務局から説明をお願いします。

【子ども育成課長】子ども育成課の中野でございます。議案第25号、第4期宗像市幼児教育振興プログラムの策定及びパブリック・コメントの実施についてでございます。提案理由は、平成29年4月に策定した宗像市幼児教育振興プログラムについて、今後の幼児教育の振興に関する施策の充実及び推進のため、今年度に見直しを行うものでございます。本計画は、市の総合計画や教育大綱の方針を踏まえて、市の幼児教育の総合的な指針として定めております。案の策定に当たりましては、幼児教育審議会で検討いただき、この度案としてまとまりましたので、この案について本日ご審議いただき、パブリック・コメントを実施したいと考えております。第4期の案につきましては、本日別添資料としてお配りしております。2、3ページが第4期プログラムの方向性の部分になっております。第4期では第3期の方向性を継承しまして、生きる力の基礎を築いていく幼児期に、関係機関が協力して適切な環境を整えていくよう市が積極的に働きかけていくため、重要な柱として4つの柱を掲げております。一つ目は保育者の資質及び専門性の向上、二つ目は幼児教育と小学校教育との連携・接続の強化、三つ目は家庭の教育力の向上、四つ目は配慮が必要な子どもに対する支援体制の充実になっております。いずれも第3期から継承したものではありませんが、第4期を策定するに当たり重複する部分はまとめておりました。第3期では6つの柱であったものが、第4期では4つの柱としております。また、事業レベルではなく、方向性を示すかたちとして簡潔にまとめております。今後のスケジュールについては資料13ページをご覧ください。5月2日から6月1日までパブリック・コメントを実施することとしておりました。6月の完成を予定しております。説明は以上です。

【高宮教育長】それでは議案第25号について、ご意見、ご質問等はございませんで

しょうか。

【脇田委員】保育者の資質というところにまだ敏感な市民の方はいらっしゃると思いますが、懸念はないのでしょうか。

【子ども育成課長】幼児教育審議会の中でも、また現場の先生方、園長先生方が集まる幼児教育研究協議会の中でも、これについては抵抗があるというご意見は特段頂いておりません。

【脇田委員】日の里であった件については片付いていると思って良いのでしょうか。

【子ども育成課長】今は県と一緒に特別監査を踏まえた改善の支援をしているところです。どの時点で完全に片付いたと見るのかというのは難しいところですが、まだまだ継続的な支援、改善していくところの見取りは必要だと思っておりますので、今後も改善の把握をしながら支援を行っていきたいと考えております。

【脇田委員】パブコメですから、誰がどのような質問をするのか分からないのですが、ああいうことがないようにするために市はどうするんですかとか、具体的な質問が出てきた場合に、ここで課題というのをそういう風に見た人がいた時にそれをどうするのか。この計画がそこに応えるものになっているのか。当たり障りのないことが並べてある気がするのですが、それで本当に市民は納得されるのかな、安心されるのかなと思ったものですから聞きました。この内容で問題はないとは思いますが、その辺りはどうでしょうか。

【子ども育成課長】あのようなことがないようにというのはもちろんで、運営の中での支援はやってまいります。ただこの計画については、当たり障りのないものに見えるのかもしれませんが、重要な柱としてこの4つを掲げつつ、具体的な事業とか研修のレベルではその辺りもやっていきたいと考えています。

【脇田委員】それはどこから見えるのでしょうか。研修をやりますよ、安全を確保しますよといったことは。

【子ども育成課長】このプログラムとは別なのですが、この度子ども基本条例を改正しまして、その中で保護者の体罰禁止を明示したり、子ども関係施設でこういった対応をしないための文言だったりを改正する中で示しております。条例は市の法律のようなものになりますので、そこで示しています。市全体として基本条例の中でうたって、こちらは幼児教育の分野的な計画として、このプログラムを位置付けていると捉えていただければと思います。

【脇田委員】保育者の資質と一番初めに書いてあるので、保育者って誰かと見た時にその資質はどうなるのという疑問が出てこないかなど。想定問答として、出てきたときにどう答えるか、対応するかということは準備されておいたら良いかと思います。

【子ども育成課長】ありがとうございます。

【大庭委員】私も同じように、日の里西保育園でのようなことが無いようにという願いをもって聞かせていただいたのですが、一番に保育者を挙げていただいているというところで思いは伝わるのではないかなと思います。私立ですから教育委員会がどの程度関

われるかというのは、公立と違うので限界があると思うのですが、今の説明の中であった見取りをしていきますというのがとても大事だと思います。ですから、二度と無いようなかたちで対応していただけたら保護者の方も安心すると思いますので、その辺りはぜひよろしくをお願いします。

【子ども育成課長】ありがとうございます。

【高宮教育長】ではほかにご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】それでは、議案第25号について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第25号は承認されました。

### ③ 議案第26号 宗像市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則について《承認》

【高宮教育長】議案第26号、宗像市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

【図書館主幹図書館係長】図書課の本田でございます。14ページ、資料4をご覧ください。議案第26号、宗像市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。市民図書館資料の郵便貸出しサービスは、利用者負担となりますが、このサービス開始に伴い、宗像市民図書館条例施行規則の一部を改正する必要があることから、この規則案について、宗像市教育委員会事務委任規則第2条第2号の規定により、次のとおり教育委員会にお諮りするものです。規則改正のご説明前に、事業の概要をご説明します。図書課では、読書のまちづくり推進計画に基づき、図書館利用者の利便性向上のために、図書館資料の有料郵送サービスを開始します。今月22日から、図書館のシステム機器の全面更新を行っていますが、これに合わせて、仕事などで図書館に行けない、コロナ禍で図書館へ行くのが不安、高齢、障がいにより図書館の利用が困難な方などを対象に、令和4年4月19日火曜日から、電子図書館と同じ中学生以上の市民を対象に、図書の有料郵送サービスを開始します。それでは、規則の改正について新旧対照表を用いてご説明します。15ページは「改め文」です。16ページの新旧対照表をご覧ください。第8条については、“利用カードの提示”だけではなく、これまでの対面貸出しに加えて、インターネットやファックスで郵送貸出しの申し込みができるようになるため、見出しを、貸出しの手続と改正します。電子書籍と同様、郵送貸出しでは利用カードの提示がないため、第2項は、電子書籍の貸出し手続きについて整理しています。第8条の2、郵送による貸出しの第1項で、貸出し対象者は中学生以上の市民であることや、郵送貸出し対象の資料を規定しています。詳しくは要綱で別途定めることとしております。第2項では、郵送貸出しの申し込みについて規定しています。第3項では、郵送料は利用者が負担する旨規定しています。第10条、貸出冊数等の第2項で、郵送での貸出期間は、基本の15日に郵送の往復に要する日

数として前後3日ずつを加え、21日以内としております。なお、この規則改正に合わせ、様式第2号中の押印廃止を行います。以上で説明を終わります。

【高宮教育長】ありがとうございました。では議案第26号について、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】それでは、議案第26号について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第26号は承認されました。

#### ④ 議案第27号 令和3年度(令和2年度事業)宗像市教育委員会事業報告書について

《承認》

【高宮教育長】議案第27号、令和3年度(令和2年度事業)宗像市教育委員会事業報告書について、事務局から説明をお願いします。

【教育政策課長】教育政策課長の八木でございます。議案第27号、令和3年度(令和2年度事業)宗像市教育委員会事業報告書についてご説明します。教育委員会は毎年、法律の規定に基づき、事務の管理と執行の状況を点検、評価し、報告書を議会に提出するとともに公表しなくてはなりません。また、点検、評価では、学識経験を有する者の知見を活用することになっております。今回、教育委員会が行う自己評価について、福岡教育大学大学の川島耕司氏教授に点検、評価をいただきまして、事業報告書案を作成しましたので、教育委員会に付議します。それでは、お手元の事業報告書案をご覧ください。内容は大きく3項目に分かれております。まず1項目めの点検及び評価の概要については、ただいま説明した内容と重複するため省略させていただきます。2項目めの教育委員会の活動状況については、すでに定例教育委員会等における議案の審議、協議、報告等でご承知の内容と存じますので、こちらも省略いたします。そして13ページ、3項目め教育委員会事務に係る点検及び評価結果をご覧ください。14ページの(1)点検及び評価について、(2)点検及び評価結果です。事業報告書は総合計画の各施策及び主要事業について、教育委員会が設定した指標に基づき点検、評価を行い、主要事業の進捗状況などについて、4段階評価し、施策全体の今後の方向を整理しました。15ページ以降は、教育委員会事務に係る点検及び評価結果です。最初に1点目の施策「子育て環境の充実」です。この施策では、次世代の社会を担う子どもとその家庭を社会全体で支援することを目指し、安心して子どもを産み、楽しく子育てができる環境づくりや、子どもが心身ともにすこやかに育つための環境づくりを展開するものです。16ページにこの施策を構成する事務事業と主な指標を一覧にしています。その中から16ページの中段に主な事務事業の令和2年度の実績と成果、自己評価とその理由、課題と今後の方向性を示しています。次に17ページに、「子育て環境の充実」という施策全体の課題と今後の方針を記載しています。

これらに対して17ページ下段には、学識経験者から「安心して子どもを産み楽しく育てる環境づくりのために、関係機関と連携した相談支援体制の充実を継続して図っていくことが求められる」との意見を頂戴しています。以降の施策については、施策毎に学識経験者から頂戴した意見を中心に説明します。各施策の構成については、ただいま説明しました「子育て環境の充実」と同様です。次に18ページ、2点目の施策、「教育活動の充実」です。この施策では、社会が大きく変化するなか、児童生徒が「生きる力」を身につけるために、知・徳・体をバランスよく育てる学校教育の実践と、学校、家庭、地域が互いに連携しながら社会全体で児童生徒を育てられるよう、開かれた学校づくりを推進するものです。24ページ下段の学識経験者から頂戴した意見ですが、小中一貫教育により縦軸でつながった小中の教育課程を地域にも説明し、連携、協働、連動しながら開いていくことにより、コミュニティ・スクールの推進を通して横に広げることが重要、また、地域とともにある学校は、学校教育の目標と内容を学校と地域がじゅうぶんに共通理解し、相互の良さや強みを生かしながら、ひと、もの、ことをつなぎ推進することでこれまで以上の教育効果が期待できるとのご意見を頂戴しています。次に26ページ、3点目の「教育環境の充実」です。この施策では、児童生徒が安心して学校に行けるよう、学びの場として充実した環境を整備するものです。34ページ中段の学識経験者から頂戴した意見ですが、不登校対応、健康教育、安全安心な学校環境、地域と連携した食育、図書館教育等の充実等に向けた細やかな施策が実施されているとの意見を頂戴しています。次に35ページ、4点目の「グローバル人材の育成と国際交流の推進」です。この施策では、語学力やコミュニケーション力を身につけるだけでなく、自国の文化を学び、異国の文化に触れる機会の充実や国際交流の推進を図りながら、市全体でグローバル化に対応した取組を進めるものです。38ページ中段の学識経験者から頂戴した意見ですが、今後、自国文化理解、他国文化理解の上に成り立つ相互文化理解を基本とし、世界遺産にまつわる様々な宗像市の良さの発信と交流につながることを期待するとの意見をいただいています。次に39ページ、5点目の「互いに尊重し、協力し合う社会の充実」です。この施策では、市民が出生や性別等に関係なくお互いに支え、協力し合うことで、誰もが幸せを感じることができ環境を整備するものです。40ページ下段の学識経験者から頂戴した意見ですが、学校教育では教職員の研修の充実が推進され、地域では人権が尊重される都市づくりの方針に基づいて、人権啓発が着実に実施されていることを評価する意見を頂戴しています。次に41ページ、6点目の「歴史文化の保存と活用」です。この施策では、世界遺産登録後も『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の価値が失われないよう保存すること、市民のみなさんが本市の貴重な歴史文化、伝統文化に対する理解を深め、自ずとまちに愛着や誇りを持つような取組を進めていくという施策です。45ページ上段に学識経験者から頂戴した意見を記載していますが、学校教育では児童生徒の世界遺産学習で理解が進んでいるとしながらも、『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群の情報発信の見直し、工夫改善を求める意見を頂戴しています。続いて46ページ、7点目の施策「生涯を通じた学習の振興」です。

この施策では、生涯学習活動、文化芸術活動の学びや鑑賞機会の創出、学びの成果を生かす仕組みの構築による市民一人ひとりの生きがいを進めるものです。49ページ上段の学識経験者から頂戴した意見ですが、生涯学習活動や文化芸術活動は豊かな市民生活を実現するために重要な役割を担っていると位置づけるとともに、今後についてはこれまでの例に捉われない学びの機会の拡大と選択できるプログラムの開発等に対する期待が述べられています。次に50ページ、8点目の「スポーツの多面的活用」です。この施策では、スポーツを通じた市民の健康づくりや地域活動の増進を図っていくものです。54ページ上段の学識経験者から頂戴した意見ですが、健康な心身づくりで、生涯スポーツが重要な施策であると位置づけるとともに、コロナ禍における感染防止の観点からの事業見直し、アフターコロナの準備への期待をご意見として頂いています。最後に55ページです。令和3年度(令和2年度事業)宗像市教育委員会事業報告書について、学識経験者から総括的な意見を頂戴しています。内容につきましては、今申し述べてきた8点の教育施策に係る取組結果が適正に点検及び評価されていること、コロナ禍においても代替の実施等によって教育事務が遂行されていること、とりわけ学校と地域の活性化につながる施策について、実態に応じた具体的な取組が関係者、関係機関、団体等とのネットワークを生かして、その目的を達成する工夫がなされていることを評価していただいております。報告書のボリュームに対して省略した説明となりましたが、説明は以上でございます。

【高宮教育長】ありがとうございました。それでは議案第27号について、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】それでは、議案第27号について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第27号は承認されました。

#### ⑤ 議案第28号 押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則について《承認》

【高宮教育長】次に、議案第28号、押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則についてです。事務局から説明をお願いします。

【教育政策課長】議案第28号、押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則についてでございます。19ページ、資料6をご覧ください。提案理由の補足説明です。市が進める押印見直しで、すべての行政手続、内部手続の押印を見直し、原則として慣習的な押印の義務付けを廃止することになりました。教育委員会としまして、市の方針に従って、教育委員会規則に定める申請書等の押印を見直し、原則として慣習的な押印の義務付けを廃止するため、関係規則の一部を改正するものです。20ページをご覧ください。教育委員会規則のうち対象となる規則は、次の4点です。1点目は第1条の

「宗像市教育委員会請願処理規則」、2点目は第2条の「宗像市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則」、3点目は第3条の「宗像市立学校の通学区域に関する規則」、4点目は「宗像市郷土文化学習交流館条例施行規則」で、それぞれ規則条文中に「押印を義務付ける条文」があった場合、あるいは様式の定めがあり、その様式中に押印の印があった場合は、それらを削除するものです。説明は以上です。

【高宮教育長】それでは議案第28号について、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】それでは、議案第28号について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第28号は承認されました。

#### ⑥ 議案第29号 宗像市立学校管理規則の一部を改正する規則について《承認》

【高宮教育長】議案第29号、宗像市立学校管理規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

【教育政策課長】議案第29号、宗像市立学校管理規則の一部を改正する規則についてご説明します。提案理由の補足説明です。令和4年度から市立学校全校で小中一貫コミュニティ・スクールを導入することに伴い、一つとして、学校運営評議会を廃止するため、二つとして、小中一貫教育と学園及びその構成校について規則に明記するため、宗像市立学校管理規則の一部を改正するものです。24ページの新旧対照表をご覧ください。まず右側にあります現行の規則では、第23条の2の1から5まで学校運営評議委員会の規定があります。これらをすべて削除いたします。次に25ページをご覧ください。左側に現在の小中学校名を記載し、新たに右側に学園を定義づけするための名称を記載しております。なお、大島学園につきましては、他の学園とそもそもの成り立ちが異なっておりまして、宗像市立学校設置条例の中で義務教育学校、宗像市立大島学園という名称が既に定められているため、今回の規則の一部改正には当たらないことを申し添えます。

【高宮教育長】ありがとうございました。それでは議案第29号について、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】それでは、議案第29号について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第29号は承認されました。

#### ⑦ 議案第30号 宗像市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則について《承認》

【高宮教育長】次に、議案第30号、宗像市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、事務局から説明をお願いします。

【教育政策課長】26ページ、資料8をご覧ください。議案第30号、宗像市立学校運営協議会規則の一部を改正する規則についてご説明します。提案理由の補足説明をいたします。令和4年度から市立学校全校で小中一貫コミュニティ・スクールを導入することに伴い、一つに、学園単位での学校運営協議会の設置と経営計画の作成、学校評価の実施を規則に明記する必要があること、二つに、地域学校協働活動推進員の学校運営協議会へ参画していただきたく、条文中に地域学校協働活動推進委員を例示として挿入する、三つとして、モデル学園等の意見をもとに、委員の任期をこれまでの1年から年度末までとするものです。学園運営協議会委員は充て職になる方の場合、特にPTA、コミュニティ運営協議会に所属する委員については、毎年5、6月頃に行われる総会後に決定することになりますので、こうした実態に合わせて年度末までの区切りとさせていただきます。説明は以上でございます。

【高宮教育長】それでは議案第30号について、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【各委員】特にありません。

【高宮教育長】それでは、議案第30号について、ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

【各委員】はい。(挙手)

【高宮教育長】全員賛成で議案第30号は承認されました。

## 8 報告

【市民協働環境部】

<文化スポーツ課>

- 1 市民ギャラリーの見直し（宗像アートギャラリーの運用開始）について
- 2 宗像アートサロンの設置について

【教育子ども部】

<図書課>

- 1 マイナンバーカードへの市民図書館利用カード機能付加等及び図書館資料郵送サービスの開始について
- 2 中学生読書サポーター養成講座報告

<教育政策課>

- 1 令和3年度宗像市統一学力テストの結果について
- 2 令和4年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師の選任について
- 3 宗像市立学校の令和4年度の児童生徒数・学級数推計について
- 4 令和4年度定例教育委員会日程表（案）について

- 5 令和4年度全国・九州・福岡県連絡協議会等の会議・研修会予定について
- 6 行政報告について
- 7 後援報告について

9 イベント周知

【市民協働環境部】

<文化スポーツ課>

- 1 福岡県障がい者アートレンタル事業展示会の開催について

<事務局員以外退席>

- ⑧ 議案第31号 宗像市立学校教職員の人事異動について《承認》
- ⑨ 議案第32号 宗像市教育委員会事務局職員の人事異動について《承認》

※上記2議案については、人事案件のため議事録なし。

【高宮教育長】次回は、令和4年4月19日火曜日の午前10時40分から304会議室にて定例教育委員会を開催します。

令和4年4月19日

石丸 哲史

高宮史郎